

高知県商工団体連合会 NO.844(50-28)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ http://kosityoren.web.fc2.com/
このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

高知 1週間で4人の会員拡大 申告・税務調査で悩んでいる業者はいっぱい

■春の運動・拡大状況 (1/20)

	拡大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	0	0	0	0	0	0
香美郡	5	1	1	0	0	4
南国	2	0	0	0	0	2
高知	9	5	0	2	0	5
仁淀川	1	0	0	0	0	1
須崎	0	0	0	0	0	0
中村	0	0	0	1	0	0
計	17	6	1	3	0	12

成果会員: 読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

先週(1/15~20)、高知民商では会員4人と読者8人、婦人1人、香美郡民商で読者2人、共済1人、中村民商で婦人1人が増えていきます。**高知**「整体・親が古くからの会員で、「開業したら民商に入るように言われていました」と事務所に。○美容・「夫の共済の扶養家族からのけられたが、納得いかない」と相談に。申告要求もあり入会。会員からの紹介。○電気工事・申告相談で入会。会員からの紹介。○飲食業・税務調査と申告要求で入会。役員からの紹介。1週間で4人の会員が増えたのは数年ぶりです。20日の統一行動では東谷会長が読者4人を拡大。三浦会長・藤原婦人部長・ペアが婦人部員を拡大しました。

香美郡「複式簿記のことでもよっと聞きたい」と事務所に来た元会員が読者に。馴田理事が地元の方を読者に。

四国4県連合同「高松国税局交渉」 自らの不当な調査体験を局に問いただす!

昨年12月18日(水)、四国4県合同で高松国税局との交渉を行いました。今回の交渉には不当な調査を経験した岡林さん夫婦(旭城西)も参加しました。

国税局の回答

1 マイナンバーについて
個人番号・法人番号について

個人番号・法人番号については、国税通則法等の法令で定められた義務であるため、関係書類には記載するよう指導を行っている。一方で、番号の記載が無いことだけで收受しないということとはしていません。

※これまで通り、番号の記載が無くても、税務書類は收受すると解します

2 税務調査について

① 事前通知の方法

国税通則法において、原則として事前通知を行うこととしている。ただし、国税当局の保有する資料に鑑み、所得の把握を困難にする、また適正な税務の遂行に支障をきたす恐れがあることを認められた場合には、事前通知を要しないとも規定されている。

事前通知は、法令上、そ

の方法について特段の規定がないため、基本的には電話での実施をしている。

※この回答に岡林さんは「なぜウチは事前通知が無かったのか? 調査の邪魔をする納税者だと思われた理由が聞きたい」と担当者に詰め寄りました

② 立会人の同席

税務調査の中で行われる話は、納税者の取引先等の秘密に属するものがある。第三者が立ち会う場合、この秘密が漏れ、税務職員に課せられた「守秘義務」に反する恐れがある。また、税理士以外が立会うと税務代理になり、「税理士法」に抵触する恐れがある。このような理由から、納税者からの依頼での立会いであってもお断りしている。

※立会人がいない状況で岡林さんに行われた行為(カウンターに置いていた妻の日記帳を、こちらの許可無く手に取り、勝手に開いた署員の行動)は不当ではないかと追求。こんな不当な行為が横行しているから立会人が必要だと求めた。局は、「許可は取った

でしよう? 許可無くするということはないと思いますか?」を繰り返すのみ。何度も岡林さん本人が実際に受けた税務調査の実態だと伝えても「そんなことは無いと思う」と、実態調査を明確にする約束すらしなかった。これには他の参加者も怒りが爆発しました

③ 事前調査(内観調査)

国税当局は、適正・公平な課税を実現する観点から、必要に応じて納税者の経済活動の実態を確認するなど、あらゆる機会を通じて、従来から法令の範囲内で適切に情報を収集している。

反面調査は法令上、納税者への調査着手より先行することや、納税者本人の了解を得ることが実施の要件とはされていない。適切に判断して実施している。

※時間が足りず、この部分に関しては掘り下げることができませんでした

④ 修正申告の勧奨

修正申告の勧奨は従来からしているが、その際、

「建国記念の日」に反対し、日本のいまと明日を考える集い
シンポジウム 憲法、教育、歴史=あの戦争は何だったのか
・安倍内閣の改憲の動きはどうなる?・道徳が教科となった学校現場はいま・改元儀式、オリンピックは国民の意識にどう影響するか
日時 2月11日(月・祝) 13:30~16:00
会場 高知県人権啓発センター6F (県庁前)
参加費 500円

資料を提示したり、その理由の説明等を行っている。青色申告の取り消しは、その調査で判明した事実が法令に定められた取り消し要件に該当する場合に行われる。指摘にあるような「修正申告に応じなかつたから青色申告を取り消す」ということはない。

※これは高知民商の会員の調査で起きた実例で、統括官の発言であることから、局が否定したことは極めて重要。今後の交渉でも取り上げていきます

(1/21高知民商ニュース)